

議第95号

三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「この場合において」の次に「、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と」を加え、「、「給料」を「「給料」に改める。

第14条第1項中「この場合において」の次に「、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と」を加え、「、「三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を「「三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改める。

第2条 三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と」を削り、「「給料」を「、「給料」に改める。

第14条第1項中「、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と」を削り、「「三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を「、「三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月25日提出

三島市長 豊岡 武士